

## 九重荘利用料金表

(令和2年4月1日改定)

年間所得		月額利用料金
(前年の収入から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した額)		
1	1,500,000 円以下	55,000円
2	1,500,001～1,600,000 円	58,000円
3	1,600,001～1,700,000 円	61,000円
4	1,700,001～1,800,000 円	64,000円
5	1,800,001～1,900,000 円	67,000円
6	1,900,001～2,000,000 円	70,000円
7	2,000,001～2,100,000 円	75,000円
8	2,100,001～2,200,000 円	80,000円
9	2,200,001～2,300,000 円	85,000円
10	2,300,001～2,400,000 円	90,000円
11	2,400,001～2,500,000 円	95,000円
12	2,500,001～2,600,000 円	102,000円
13	2,600,001 円以上	106,200円

- 1 上記の他、各居室で使用する電気料は、利用者負担となります。
- 2 冬季期間(11月～3月)は、暖房費が利用者負担となります。  
(月額の暖房料は、4.5畳部屋は3,960円、6畳部屋・夫婦部屋は5,280 円)
- 3 夫婦など2人で夫婦部屋に入居する場合の利用料は、2人の年間所得の合算額の2分の1が150万円以下であれば1人当たり52,000円になります。
- 4 月の途中での入退所の利用料は日割りで計算します。
- 5 入所時の敷金、礼金などの利用者負担はありません。
- 6 退所時には、たたみ・ふすまの張替えやエアコン清掃など原状復帰に要する経費を負担していただきます。